

議案第 81 号

勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 29 年 2 月 28 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

北郷地区簡易水道及び北六呂師地区飲料水供給施設を勝山市水道事業に統合すること並びに勝山市簡易水道料金を変更するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市簡易水道の設置及び管理に関する条例(昭和33年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(料金)</p> <p>第10条 簡易水道料金(以下「料金」という。)は、<u>別表第2のとおりとし、次の各号に従い、簡易水道の使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(1) 暮見地区飲料水供給施設の料金は、毎年度を6期に分け、2箇月分の使用水量を1期分として計算する。</u></p> <p><u>(2) 薬師神谷地区簡易水道、北郷地区簡易水道及び北六呂師地区飲料水給水施設の料金は、毎年度を2期に分け、6箇月分の使用水量を1期分として計算する。</u></p> <p><u>2 毎期の料金の額は、別表第2に基づき各月ごとに計算した額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率を乗じて得た額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(料金)</p> <p>第10条 簡易水道料金(以下「料金」という。)は、<u>勝山市水道事業給水条例(昭和34年勝山市条例第8号)第24条、第25条の規定を準用し、簡易水道の使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(1)及び(2) 削除</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>

別表第1(第3条関係)

施設の区分	給水区域
北郷地区簡易水道	伊知地、坂東島、東野、上野、新町の一部
北六呂師地区飲料水供給施設	北六呂師
薬師神谷地区簡易水道	薬師神谷
暮見地区飲料水供給施設	暮見

別表第2(第10条関係)

1 薬師神谷地区簡易水道

従量使用料 1箇月につき

用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	料金	
家事用	10立方メートルまで	400円	40円
営業用	10立方メートルまで	400円	40円
公共施設用	10立方メートルまで	400円	40円

2 北郷地区簡易水道

従量使用料 1箇月につき

用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
	水量	料金	
家事用	10立方メートルまで	1,000円	60円
営業用	10立方メートルまで	1,000円	60円

別表第1(第3条関係)

施設の区分	給水区域
薬師神谷地区簡易水道	薬師神谷
暮見地区飲料水供給施設	暮見

(削る)

	で	円	
公共施設	10 立方メートルま	1,000	60 円
用	で	円	

3 北六呂師地区飲料水供給施設

1 箇月につき

用途	水道使用料
家事用	給水 1 件につき、700 円
営業用	給水 1 件につき、700 円
公共施設用	給水 1 件につき、700 円

4 暮見地区飲料水供給施設

従量使用料 1 箇月につき

用途	基本料金		超過料金 (1 立方メートルにつき)
	水量	料金	
家事用	10 立方メートルまで	700 円	50 円
営業用	10 立方メートルまで	700 円	50 円
公共施設用	10 立方メートルまで	700 円	50 円

附 則

この条例は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。